

令和3年度 労働行政のあらまし



日御碕灯台(出雲市)



浜田マリン大橋(浜田市)



国賀海岸(西ノ島町)



厚生労働省島根労働局
労働基準監督署・公共職業安定所

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、島根県内の雇用情勢は注意を要する状況が続く中で、島根労働局はウィズコロナを踏まえた働き方改革の推進、女性の活躍の推進、労働条件の確保、雇用の安定を図るための総合的施策を推進します。また、雇用・労働対策を適切に行うため、島根労働局、各労働基準監督署、各公共職業安定所が一体となり、島根県をはじめ関係機関と密接に連携し、総合的労働行政機関として地域に密着した行政運営を行うとともに、地域社会経済の維持・発展のために、県内の働き方改革の実現に向けた取組を推進します。

第1 ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保

1 雇用の維持・継続に向けた支援

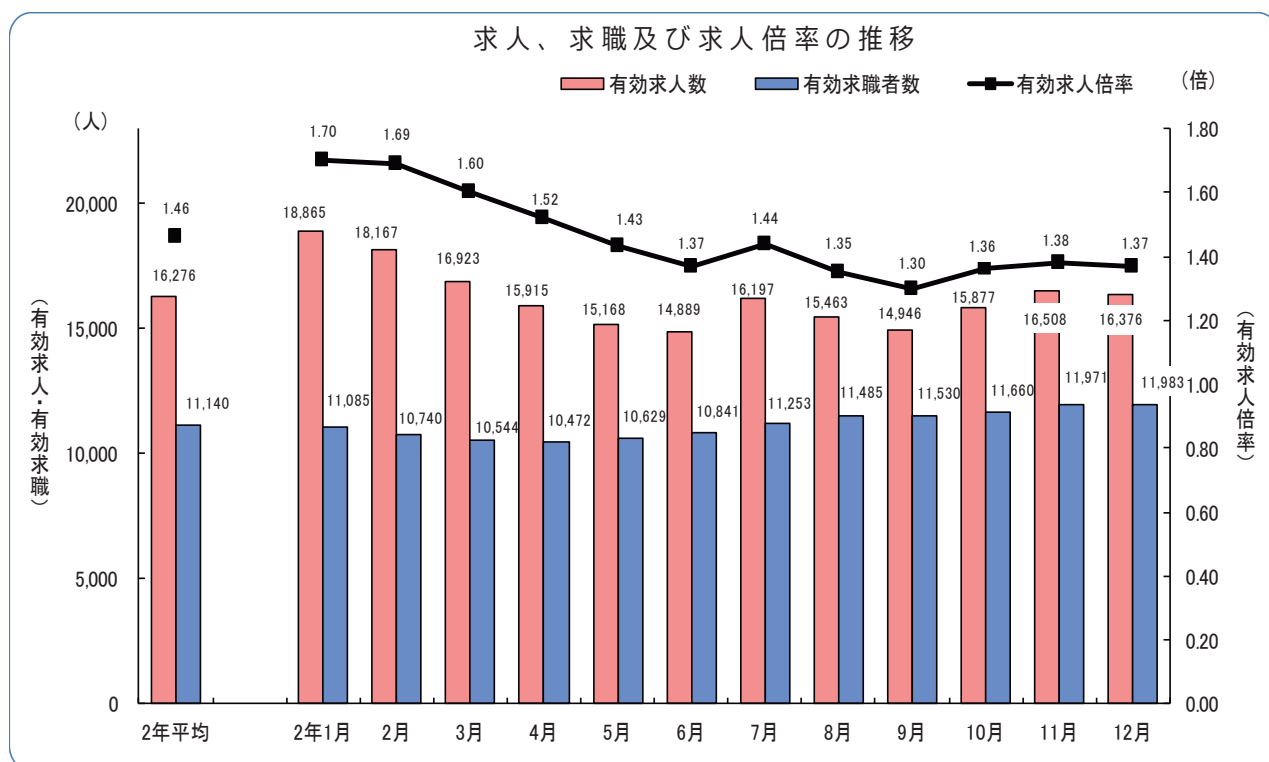
新型コロナウイルス感染症の影響及びそのまん延防止措置の影響により、事業の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練、出向により、労働者の雇用の維持・継続に取り組む事業主を雇用調整助成金等により支援します。

また、産業雇用安定助成金により、出向元と出向先双方の企業を一体的に支援するとともに、産業雇用安定センター等関係機関と連携し、在籍型出向を活用し、労働者のモチベーションを維持しつつ雇用維持の促進を図ります。

2 ハローワークシステム刷新を踏まえた職業紹介業務の充実・強化について

ウィズコロナ時代の新しい生活様式を踏まえ、ハローワーク内の混雑を回避し、来所を求めないサービスの充実を図るため、求職者及び求人者に対して、自宅のパソコンやスマートフォンなどからオンラインでのハローワークの紹介や自主応募、求人者からの応募のリクエストができる「求職者マイページ」や、会社のパソコンから求人申込み、求人内容の変更等ができる「求人者マイページ」の開設・活用の促進を図ります。

一方で、来所による支援が必要な求職者に対しては、職業相談窓口に積極的に誘導し、担当者制の活用を含む課題解決支援サービスを提供し、求人者に対しては、求人充足のフォローアップと併せた事業所訪問の積極的な展開に取り組めます。



3 業種・職種を超えた再就職の促進等

(1) ハローワークにおける求人の確保と求人充足サービスの充実

新型コロナウイルス感染症等の影響により、今後、事業活動の縮小及び休業の長期化等により離職を余儀なくされた求職者や、事態の長期化により経済的に困窮し早急に就職を希望する求職者が増加していくおそれがあり、ハローワークにおいては、求職者ニーズを踏まえた求人開拓を積極的に実施するとともに、求人の充足に向けて求職者が応募しやすい求人内容の設定や求人条件緩和等の助言・提案、求人担当制の実施などにより、求人充足サービスの更なる充実を図ります。

(2) 職業訓練を通じた職業スキルや知識の習得

今後の雇用情勢に応じて業種・職種転換も見据えた再就職のための職業訓練に対する需要が高まることが予測されることから、引き続き、職業訓練の幅広い制度周知・広報に取り組み、訓練受講希望者の効果的なあっせんに努めていきます。また、ハローワーク職員の担当者制による受講生に対するきめ細かな再就職支援を行っていきます。

(3) 「雇用対策協定」等による地方自治体との連携

島根県と締結している雇用対策協定が地域の新たな課題にも対応できるよう、県と連携して、協定内容等のより一層の充実を図るとともに、多くの自治体との連携を強化するため、地域の自治体との協定締結に向けた働きかけに取り組みます。また、島根県、松江市及び江津市との間で行っている、国が行う無料職業紹介等と地方公共団体が行う業務の一体的実施の取組を推進します。

4 非正規雇用労働者の再就職支援、新規学卒者への就職支援

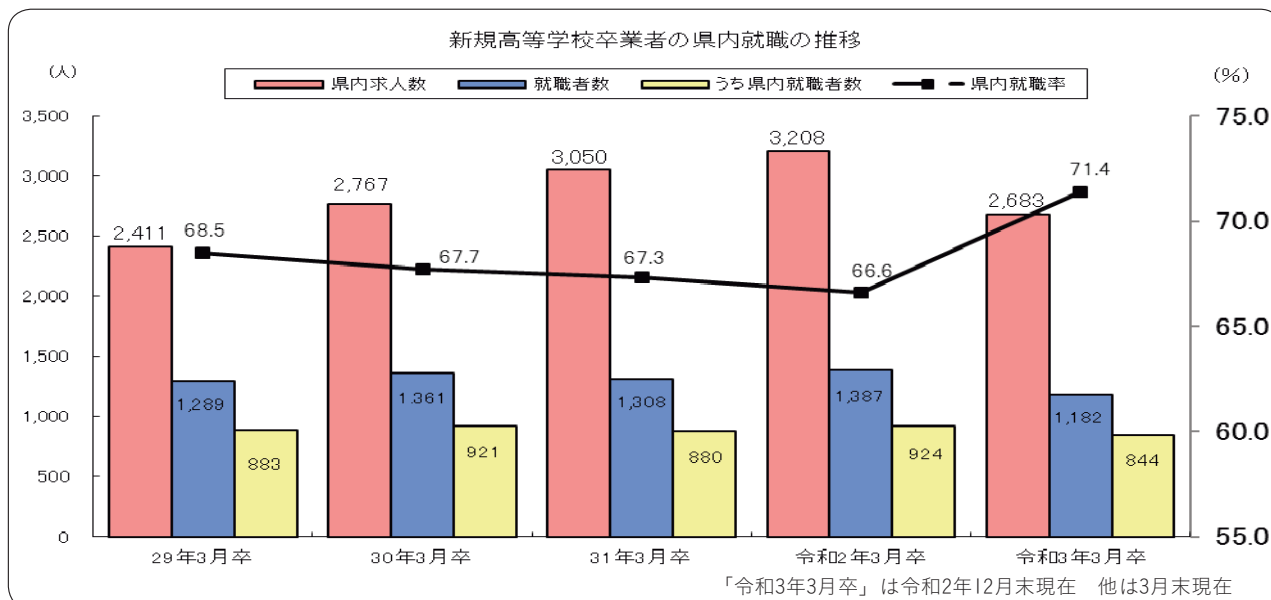
(1) 非正規雇用労働者の再就職支援

非正規雇用労働者の雇用の安定のため、職業訓練も含めた一貫したきめ細やかな就労支援や定着支援を行います。

(2) 新規学卒者等への就職支援

大学のキャリアセンター等との連携を強化し、就職支援ナビゲーターの定期的な訪問、連絡会議の開催などにより、就職活動に課題を抱える学生・生徒等に対する新卒応援ハローワーク等の就職支援の強化を図ります。

また、ユースエール認定制度について、若年者の雇用管理の状況が優良な中小企業に対する認定取得勧奨を積極的に行うとともに、新卒者をはじめとする若年者と同認定企業との重点的なマッチング等に取り組みます。



5 就職氷河期世代支援プランの実施

- (1) ハローワークにおける専門窓口の設置、専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援

不安定な就労状態にある方一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況に応じた支援を行うため、ハローワーク松江に設置している就職氷河期世代支援窓口において、専門担当者によるチームを結成し、個別の支援計画に基づき、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援まで一貫した支援等を実施するとともに、就職氷河期世代に限定した求人や就職氷河期世代の応募を歓迎する求人を積極的に確保することにより、就職氷河期世代の方々に対する総合的な支援を実施します。

- (2) 就職氷河期世代の活躍支援のための都道府県プラットフォームを活用した支援等

官民協働で就職氷河期世代の活躍支援に取り組む「しまね就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「しまねPF」という。）において、しまねPF専用ウェブサイトを活用し、企業説明会の開催や職場実習・職場体験、助成金等の各種支援策を就職氷河期世代本人やその家族、事業主に対して情報発信を行い、地域における就職氷河期世代活躍の機運を醸成し、就職氷河期世代の雇入れや正社員化等の支援における取組を推進します。

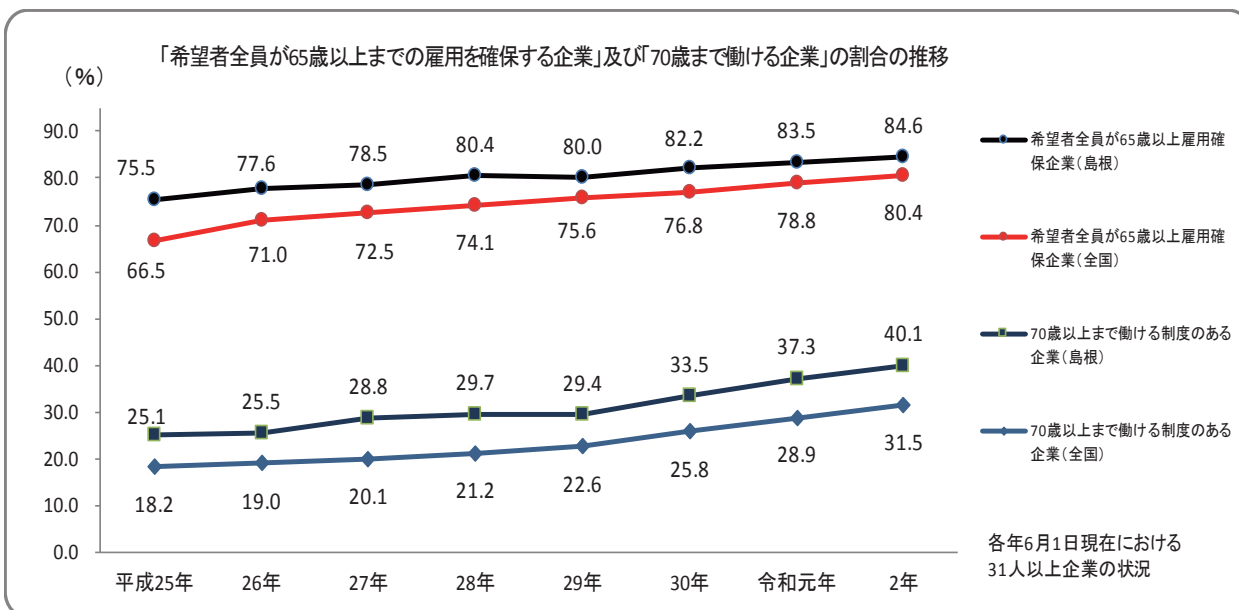
6 高齢者の就労・社会参加の促進

- (1) 70歳までの就業確保措置の努力義務を講じることを定めた改正高年齢者雇用安定法の円滑な施行に取り組むとともに、高齢・障害・求職者雇用支援機構等と連携のうえ高年齢者雇用の必要性等を広く周知し、高年齢者が年齢に関わりなく活躍できる生涯現役社会の実現に向け取り組みます。

また、ハローワークの「生涯現役支援窓口（松江所・浜田所・出雲所に設置）」等において65歳以上の高齢者が活躍できる求人の開拓等を実施し、高齢者の再就職支援に取り組みます。

- (2) シルバー人材センターの周知等により高齢者、事業主双方の理解を深める「高齢者活躍人材確保育成事業」を実施し、シルバー人材センターにおける、高年齢者の就業ニーズと地域ニーズのマッチングによる、高年齢者の生きがいの充実及び社会参加の促進を通じて地域社会の活性化等を図ります。

また、地域の特性等に応じた高齢者向けの就業促進セミナーや企業向けの人材活用セミナーなどにより、高齢者の就業を促進する「生涯現役促進地域連携事業」を推進します。



7 女性活躍・男性の育児休業取得の推進

女性活躍推進法の対象拡大に向けた中小企業への支援等

改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務が令和4年4月1日から常用労働者数101人以上の事業主に拡大されること等を踏まえ、新たに義務化される事業主に対して、本年度中の行動計画の策定・届出を促します。両立支援等助成金の利用を促進し、中小事業主への個別支援を活用して、女性活躍の更なる取組の推進を図ります。

また、改正女性活躍推進法に基づく情報公表の更新が確実にされるよう、「女性活躍推進企業データベース」への登録などを促します。

あらゆる機会を捉えて、不妊治療と仕事の両立に関する周知啓発や相談支援を行います。

さらに、女性が妊娠・出産後も継続就業し、能力を発揮できるようにするため、改正予定の「母性健康管理指導事項連絡カード」の周知を含め、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置の周知・啓発を行います。

併せて、男性の育児休業取得の促進をはじめとする仕事と家庭の両立支援を推進するため、環境整備を図る事業主に対して両立支援等助成金を周知し活用を促します。

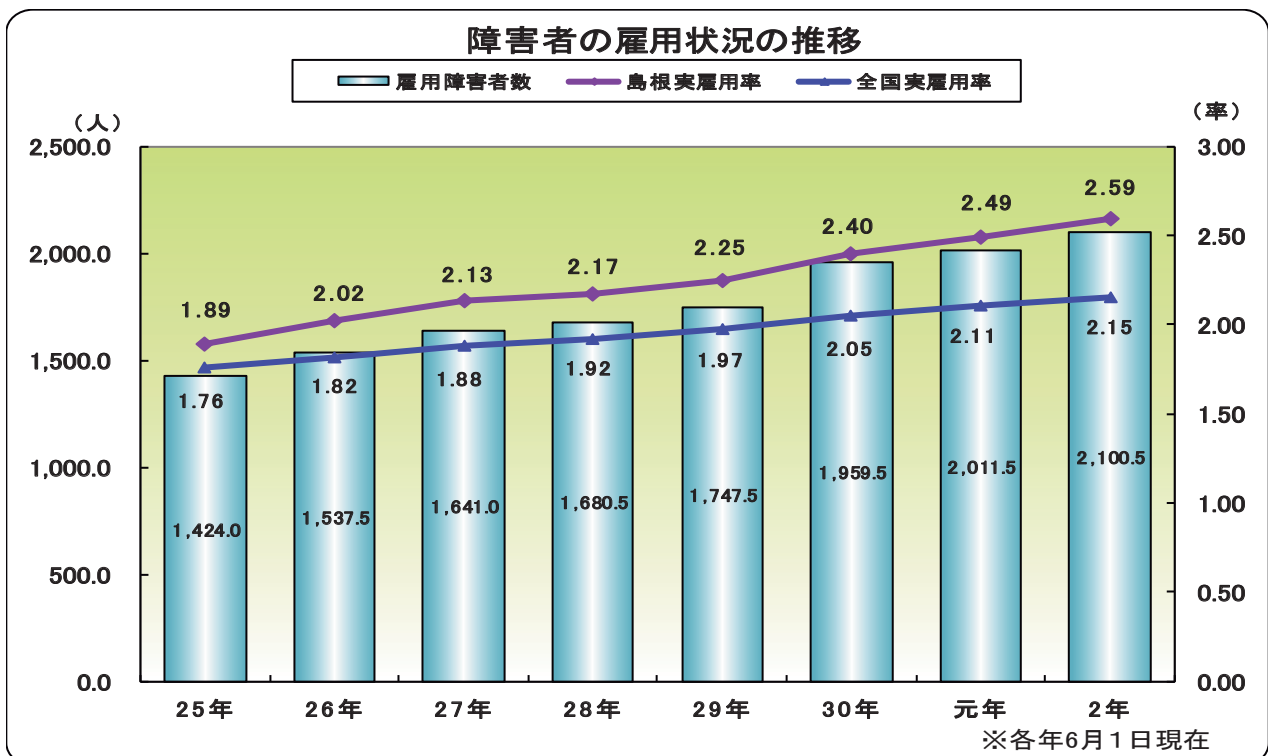
8 障害者の就労促進

(1) 令和3年3月1日からの法定雇用率引上げを踏まえ、官民間問わず障害者の採用や職場定着に関する相談援助や支援等を実施し、障害者雇用を推進します。

また、島根障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター等地域の関係機関と連携し、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している企業等に対して企業のニーズに合わせた提案型支援を提供するなど、障害者の雇入れを支援します。

(2) 地域の関係機関と連携し、就職から職場定着まで一貫した「チーム支援」を実施することにより、障害特性に対応したきめ細かな就労支援に取り組みます。

また、大学等における発達障害者等の増加を踏まえ、就職活動に際して専門的な支援が必要な学生等に対して、大学等と連携し、支援対象者の早期把握を図り、就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援に取り組みます。



第2 ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備、生産性向上の推進

1 ウィズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり

(1) 働き方改革の実現に向けた取組について

① 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点からも、テレワーク等の新しい働き方が求められる中、中小企業・小規模事業者の抱える様々な課題に対応するため、「島根働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において事業者の相談に応じるとともに、関係機関と連携を図りつつ、専門家を派遣するアウトリーチ型支援や出張相談、セミナーの開催等を行います。

県内4か所の労働基準監督署に編成した「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催や中小規模の事業場への個別訪問により、平成31年4月から順次施行された改正労働基準法等の周知を中心としたきめ細かな相談・支援等を行います。

中小企業・小規模事業者が、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む場合において、中小企業や事業主団体に対する助成を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた診断指標に基づく取組提案及び企業の好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行います。

労働時間の縮減等の働き方改革に取り組むために、人材を確保することが必要な中小企業・小規模事業者が新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を達成した場合に助成を行います。

② 長時間労働の是正に向けた監督指導等

長時間労働の是正及び過重労働による健康障害を防止するため、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、監督指導を行います。

過労死等防止対策の趣旨や過労死等防止啓発月間(11月)、過重労働解消キャンペーン(11月)における取組内容の周知・啓発等を、関係機関・団体と連携して、集中的に行います。

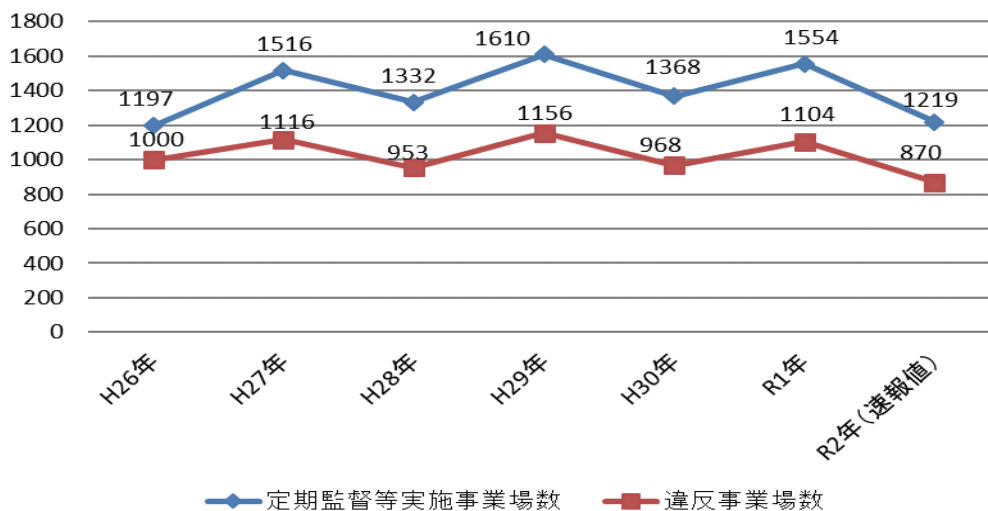
(2) 労働条件の確保・改善対策

① 法定労働条件の確保等

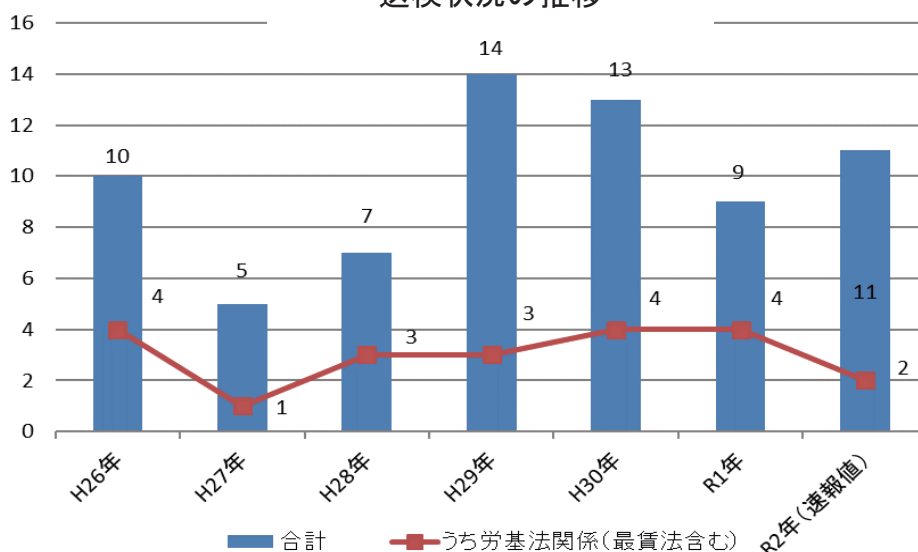
事業場における基本的労働条件の枠組みや管理体制の確立及びその定着を図らせるほか、外国人労働者や自動車運転者等の特定の労働分野における労働条件の確保対策を推進するため、関係機関と連携し、労働基準関係法令の遵守の徹底を図ります。

また、平日夜間・土日祝日に無料で相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」、労働条件に関する悩み解消に役立つ労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」等の活用促進を図るとともに、高校生・大学生等に対する労働法教育に係るセミナー等について周知を図ります。

定期監督等実施状況の推移



送検状況の推移



② 最低賃金制度の適切な運営（最低賃金額の周知等）

最低賃金制度の適切な運営に向け、県内の経済動向及び地域の実情などを踏まえつつ、島根地方最低賃金審議会の円滑な運営に努めます。

また、改正決定された「島根県最低賃金」及び「特定最低賃金」については、県内の地方公共団体、使用者団体、労働者団体、及び報道機関等の協力を得ながら広く周知広報を行うとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる地域、業種等を重点とした監督指導を行い、遵守の徹底を図ります。

島根県最低賃金		時間額
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業		792 円
特定最低賃金	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	922 円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	898 円
	自動車・同附属品製造業	825 円
	百貨店、総合スーパー（島根県最低賃金を適用）	887 円
	自動車（新車）小売業	(792 円)
		872 円

(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境整備

① 島根労働局第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進

島根労働局第13次労働災害防止計画（以下「13次計画」という。）では、2018年から2022年までの5年間、年間の死亡者数を年平均6人以下、休業4日以上死傷災害（以下「死傷災害」という。）を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させることを目標としています。

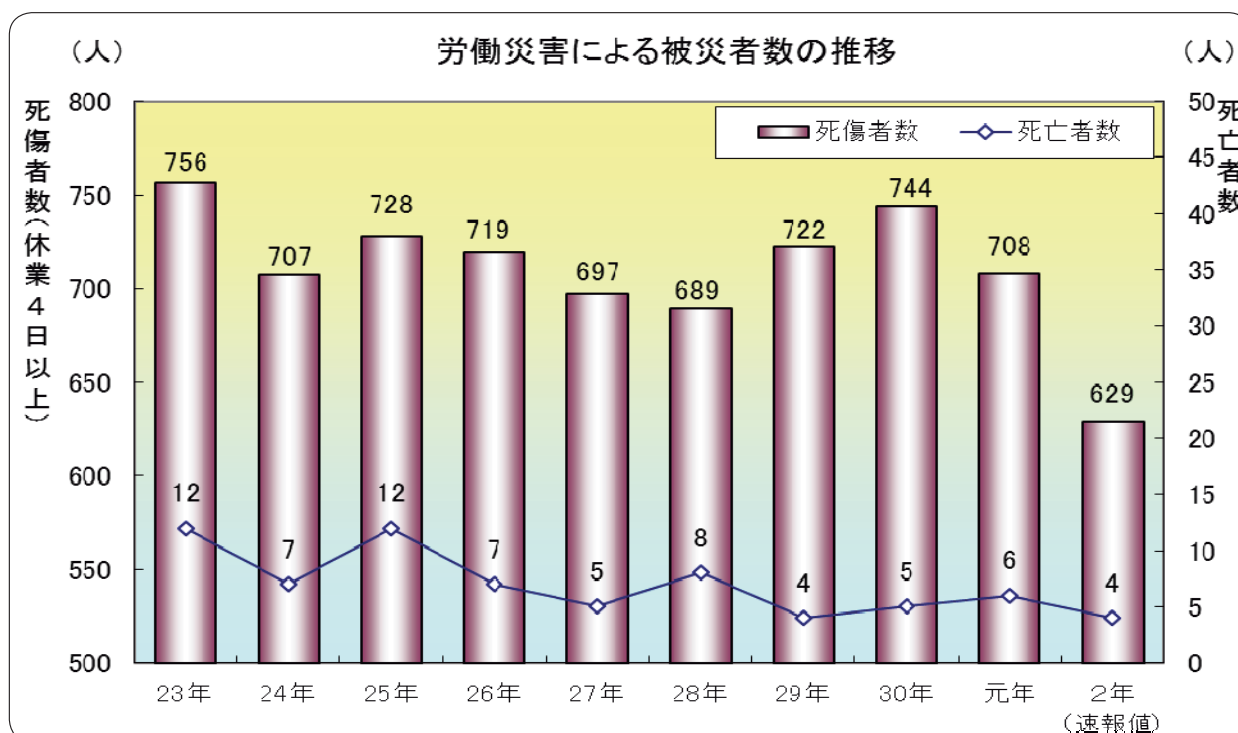
13次計画3年目の2020年の労働災害による死亡者数は4人（前年比1人減）、休業4日以上死傷者数は2021年1月の速報値で629人（前年同期比3.0%減）となっています。

ア 死亡災害を撲滅するために、3年連続して死亡災害が発生した建設業については、墜落防止措置や接触災害をはじめとする重機災害防止の徹底を指導します。

イ 近年、労働災害が増加傾向にある高年齢労働者の安全衛生確保のため、引き続き「エイジフレンドリーガイドライン」の周知を図ります。併せて、中小企業による取組を支援するための補助金等の周知を図ります。

ウ 死傷災害の約半数は第三次産業で発生していることから、引き続き「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」などを展開します。

エ 死傷災害で最も多く発生している転倒災害は業種を問わず発生していることから、引き続き「STOP！転倒災害プロジェクト」や冬季に特有の積雪・凍結に起因する転倒災害防止対策を労働災害防止団体等と連携して効果的に展開します。



② 産業保健活動、メンタルヘルス対策

引き続き、産業医・産業保健機能の強化、長時間労働者に関する情報の産業医への提供の義務化等の制度改正等を周知し、産業保健活動の促進を図ります。また、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策の取組が促進されるよう、労働者の心の健康の保持増進のための指針の周知・指導等を行います。

③ 化学物質等による労働災害防止対策

化学物質に関するラベルの表示の徹底、安全データシート（SDS）の交付の徹底、これらを踏まえたリスクアセスメントの実施を促す「ラベルでアクション」プロジェクトを推進します。

金属アーク溶接等作業について、溶接ヒュームが労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれのあることが明らかになったことから令和3年4月1日に施行された改正特定化学物質障害予防規則等、建築物の解体等に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため令和3年4月1日に施行された改正石綿障害予防規則について関係事業者等への周知指導を行い、同規則に基づく措置の徹底を図ります。

2 最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

パートタイム・有期雇用労働法について、説明会を実施し法の周知・啓発に努めるとともに、報告徴収等を実施することにより、法の着実な履行確保を図ります。

同一労働同一賃金等に取り組む先行企業の事例の収集・周知等を実施することにより、非正規雇用労働者の待遇改善にかかる事業主の取組機運の醸成を図ります。

併せて、労働者派遣法に基づく指導監督を実施するとともに、積極的に相談支援を行い、法の着実な履行確保を図ります。

なお、島根働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による、業界ごとの特性を踏まえた同一労働同一賃金導入マニュアル等を活用した助言や、個別訪問支援、出張相談、セミナー等のきめ細かな支援を行います。

3 総合的なハラスメント対策の推進

職場におけるハラスメント撲滅対策の集中実施

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の職場におけるハラスメントの撲滅に向けて、12月の「ハラスメント撲滅月間」を中心に集中的な広報や特別相談窓口の設置等の取組を実施します。

事業主向け説明会等を開催するほか、あらゆる機会を通じて、ハラスメント防止措置を実施するよう事業主に助言・指導を行うほか、ハラスメント被害を受けた労働者からの相談に迅速な対応を行います。

4 治療と仕事の両立支援

島根県地域両立支援推進チームの活動を通じ、県内の関係者（島根県、医療機関、労使団体、産保センター等）と連携し、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」及び企業と医療機関の連携のためのマニュアルの周知を図ります。また、産保センターが実施する両立支援に関する相談、研修講師の派遣、両立支援コーディネーターの養成等の各種支援について利用促進を図ります。

島根労働局

〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階

総務部	総務課	☎ 0852(20)7001	FAX 0852(20)7023
	労働保険徴収室	☎ 0852(20)7010	FAX 0852(20)7024
雇用環境・均等室	企画担当	☎ 0852(20)7007	FAX 0852(31)1505
	指導担当	☎ 0852(31)1161	
労働基準部	監督課	☎ 0852(31)1156	FAX 0852(31)1163
	健康安全課	☎ 0852(31)1157	
	賃金室	☎ 0852(31)1158	
	労災補償課	☎ 0852(31)1159	
	分室(合同庁舎4階)	☎ 0852(60)0855	
職業安定部	職業安定課	☎ 0852(20)7016	FAX 0852(20)7025
	職業対策課	☎ 0852(20)7020	
	訓練室	☎ 0852(20)7028	

労働基準監督署

松江労働基準監督署

〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎2階
☎0852(31)1165 FAX0852(31)1164

隠岐の島駐在事務所

〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町55 隠岐の島地方合同庁舎1階
☎08512(2)0195 FAX08512(2)0211

出雲労働基準監督署

〒693-0028 出雲市塩冶善行町13-3 出雲地方合同庁舎4階
☎0853(21)1240 FAX0853(21)1226

浜田労働基準監督署

〒697-0026 浜田市田町116-9
☎0855(22)1840 FAX0855(22)1819

益田労働基準監督署

〒698-0027 益田市あけぼの東町4-6 益田地方合同庁舎3階
☎0856(22)2351 FAX0856(22)8035

総合労働相談コーナー

島根労働局総合労働相談コーナー

☎0852(20)7009

松江総合労働相談コーナー

☎0852(40)2939(松江労働基準監督署内)

出雲総合労働相談コーナー

☎0853(21)1240(出雲労働基準監督署内)

浜田総合労働相談コーナー

☎0855(22)1840(浜田労働基準監督署内)

益田総合労働相談コーナー

☎0856(22)2351(益田労働基準監督署内)

公共職業安定所(ハローワーク)

松江公共職業安定所

〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎2階
☎0852(22)8609 FAX0852(27)8524

隠岐の島出張所

〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町55 隠岐の島地方合同庁舎1階
☎08512(2)0161 FAX08512(2)8609

安来出張所

〒692-0011 安来市安来町903-1
☎0854(22)2545 FAX0854(22)4123

浜田公共職業安定所

〒697-0027 浜田市殿町21-6
☎0855(22)8609 FAX0855(22)2932

川本出張所

〒696-0001 邑智郡川本町川本301-2 川本地方合同庁舎1階
☎0855(72)0385 FAX0855(72)0386

出雲公共職業安定所

〒693-0023 出雲市塩冶有原町1-59
☎0853(21)8609 FAX0853(21)0351

益田公共職業安定所

〒698-0027 益田市あけぼの東町4-6 益田地方合同庁舎1階
☎0856(22)8609 FAX0856(23)2622

雲南公共職業安定所

〒699-1311 雲南市木次町里方514-2
☎0854(42)0751 FAX0854(42)0752

石見大田公共職業安定所

〒694-0064 大田市大田町大田口1182-1
☎0854(82)8609 FAX0854(82)1059

公共職業安定所付属施設

駅前しごとプラザ松江

〒690-0003 松江市朝日町478-18松江テルサ3階
☎0852(28)8700 FAX0852(28)8705

松江新卒応援ハローワーク

☎0852(28)8609 FAX0852(28)8705

マザーズコーナー

☎0852(20)2949 FAX0852(28)8705

松江市福祉就労支援コーナー ハローワークプラス

〒690-8540 松江市末次町86番地 松江市役所 1階
☎0852(20)7557 FAX0852(20)7588

ワークステーション江津

〒690-0011 江津市江津町1518-1
江津ひと・まちプラザ(パレットごうつ)2階
☎0855(54)0952 FAX0855(54)0954

マザーズコーナー

〒693-0001 出雲市今市町2065 パルメイト出雲2階
☎0853(24)8044 FAX0853(24)8045

島根労働局のホームページはこちら →

